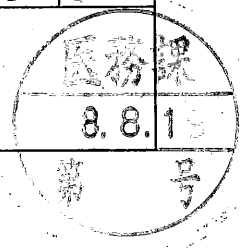


様式 1

医療法人整理番号		01162	
報告期間		自 令和7年6月1日	
		至 令和8年5月31日	
1 事業報告書の概要			
(1) 名称	医療法人社団 SEI SEN	分類①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に変更があった場合は変更後。) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。	
分類①	社団 (出資持分なし)		
分類②	その他		
分類③	基金制度採用		
都道府県	静岡県		
事務所の所在地	駿東郡清水町		
	市区町村		
	町名・番地	柿田191番地の1	
	建物名		
(3) 設立認可年月日	従たる事務所の記載はこちら 平成19年8月7日		
(4) 設立登記年月日	平成19年8月9日		
(5) 理事長の氏名	姓	脇元	
	名	順一	
役員及び評議員の人数	8		
役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要			
(1-1) 本来業務 (病院、診療所)	記載はこちら		
(1-2) 本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	記載はこちら		
(2) 附帯業務	記載はこちら		
(3) 収益業務	記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設	記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		
(9) その他	記載はこちら		



事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名
鹿児島県	鹿児島市	住吉町 1 2 - 1 6	
東京都	品川区	東五反田 2 - 3 - 5	五反田中央ビル 2 階
福岡県	福岡市	東区香椎 1 - 1 - 1	ニシコービル 1 階

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	脇元	順一	清泉クリニック整形外科内科 鹿児島 管理者
理事	米山	兼二郎	
理事	池袋	泰三	清泉クリニック整形外科 静岡 管理者
理事	鈴木	誠也	清泉クリニック整形外科 東京五反田 管理者
理事	大久保	孝人志	清泉クリニック整形外科 福岡 管理者
理事	脇元	三恵	
理事	波田野	崇	
監事	中泉	純	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の

医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は

介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを

記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所（医療法第4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
診療所	清泉クリニック整形外科 静岡		2211310293	静岡県駿東郡清水町柿田191-1							
診療所	清泉クリニック整形外科内科 鹿児島		4610125355	鹿児島県鹿児島市住吉町12-16							
診療所	清泉クリニック整形外科 東京五反田		1310935510	東京都品川区東五反田2-3-5 五反田中央ビル2階							
診療所	清泉クリニック整形外科 福岡		4010214585	福岡県福岡市東区香椎1-1-1 ニジューピング香椎1階							

注) 1. 地方自治法第2 4 4 条の2 第3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書					
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)					
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員 通所定員
注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。					

事業報告書				
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）				
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考	
通所リハビリテーションせいせん 鹿児島		鹿児島県鹿児島市住吉町12-16	平成26年7月1日開設	
通所リハビリテーションせいせん 静岡		静岡県駿東郡清水町柿田191-1	平成27年7月1日開設	
通所リハビリテーションせいせん 東京五反田		東京都品川区東五反田2-3-5 五反田中央ビル2階	平成31年4月1日開設	
通所リハビリテーションせいせん 福岡		福岡県福岡市東区香椎1-1-1 ニシコービル1階	令和4年12月1日開設	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書		
2-(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第4 2 条の3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)		
種類	実施場所	備考

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付 議決又は同意した事項

令和7年7月26日 令和6年度決算の決定

令和8年5月23日 令和8年度事業計画及び収支予算の決定

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債									
発行総額	申込期間 (開始日)	利率	資金使途		償還方法		医療機関債を引き受けた医療法人名		
申込単位	申込期間 (終了日)	払込期日			償還期限				
注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。									

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債				
医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由				
医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	
注） 1．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。				

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	
日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人社団SEISEN
所在地 静岡県駿東郡清水町柿田191-1

※医療法人整理番号 01162

貸借対照表
令和8年5月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	424,016	I 流動負債	289,443
II 固定資産	290,397	II 固定負債	344,058
1 有形固定資産	162,937	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	6,451	負債合計	633,501
3 その他の資産	121,009	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I 基金	0
		II 積立金	80,912
		(うち代替基金)	40,000
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	80,912
資産合計	714,413	負債・純資産合計	714,413

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団SEISEN
所在地 静岡県駿東郡清水町柿田191-1

医療法人整理番号 01162

損 益 計 算 書
自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			1,276,884
2 事業費用			1,328,140
本来業務事業損失			51,256
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
附帯業務事業利益			0
事業損失			51,256
II 事業外収益			34,636
III 事業外費用			24,389
経常損失			41,009
IV 特別利益			771
V 特別損失			955
税引前当期純損失			41,193
法人税等			283
当期純損失			41,476

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団SEISEN
所在地 静岡県駿東郡清水町柿田191-1

※医療法人整理番号 2 2 0 2 8

財 産 目 録
(令和 8年 5月31日現在)

1. 資 産 額	714,413 千円
2. 負 債 額	633,501 千円
3. 純 資 産 額	80,912 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	424,016
B 固 定 資 産	290,397
C 資 産 合 計 (A+B)	714,413
D 負 債 合 計	633,501
E 純 資 産 (C-D)	80,912 ✓

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

上記は、令和8年5月31日現在の財産目録で相違ありません。

医療法人社団SEISEN
理事長 脇元 順一

様式5

様式5

法人名 医療法人社団 SEI SEN
所在地 静岡県駿東郡清水町柿田191-1

※医療法人整理番号 22028

関係事業者との取引の状況に関する報告書

関係する事業者との取引はございません。

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 S E I S E N

理事長 脇元 順一 殿

私は、医療法人社団 S E I S E N の令和 7 会計年度（令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 7 月 23 日

医療法人社団 S E I S E N

監事 中 泉 純